

## 臨時特別給付金の手続きを

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金を支給します。

### ■ 給付金額

**1 世帯あたり3万円**

### ■ 支給対象者と手続きの流れ (①住民税非課税世帯と②家計急変世帯の重複支給はありません)

#### 1 住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)に本市に住民登録があり、**世帯全員の令和5年度分の住民税(均等割)が課税されていない世帯**

※住民税が課税されている人の扶養親族などのみからなる世帯(一人暮らしの学生など)を除く

#### 1. 市から確認書が届く

対象になると思われる世帯へ、給付内容や確認事項を書いた確認書を、**7月下旬**に送ります。

#### 2. 確認書の内容を確認して返送する

同封の記入例を参考に、対象要件に当てはまることを確認してください。給付対象である場合のみ、返送してください。

**返送期限は9月30日**  
(当日消印有効)

#### 2 家計急変世帯

**令和5年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯**

#### 特設窓口で申請する

**給付金を受け取るには、窓口での申請が必要です。**

所総合会館1階 ロビー特設窓口  
(8:45~17:00  
土・日曜日、祝日は除く)

- 持①本人確認書類(写しでも可。原本の場合は申請時にコピーします)  
②受け取り口座を確認できる書類(通帳・キャッシュカードなど)  
③令和5年1月以降に急変した収入の状況を確認できる書類

**申請期限は9月29日**

### ■ 支給の時期

確認書や申請書を受け付けた後、振り込みまで1カ月程度かかります。  
※不備がある場合などは、支給時期が遅くなります

### ■ よくある質問

#### Q. 住民税非課税世帯なのに、確認書が届きません

A. 確認書は、令和5年6月1日以前から本市に住民登録があり、給付対象になると思われる人に郵送します。**確認書が8月中旬までに届かない場合は、四日市市臨時特別給付金コールセンター(☎354-8098)へお問い合わせください。**

#### Q. 別世帯の家族の扶養となっていますが支給対象となりますか

A. 一人暮らしの学生など、住民税が課税されている人の扶養となっている場合は、支給対象ではありません。

#### Q. 期限までに申請しなかった場合はどうなりますか

A. 辞退とみなされ、給付金を受け取れません。やむを得ず申請できない場合は、四日市市臨時特別給付金コールセンター(☎354-8098)へご連絡ください。

#### Q. 給付金を辞退したいです(住民税非課税世帯)

A. 確認書の「辞退を申告する欄」に「」を入れて返送してください。

### ■ 問い合わせ

#### 四日市市臨時特別給付金コールセンター

☎ **354-8098**

受付時間 8:45~17:00 (土・日曜日、祝日を除く)



臨時特別給付金を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください  
市・県・国などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、消費者ホットライン(☎188)や最寄りの警察署(または警察相談専用電話 ☎#9110)にご連絡ください。